

○建築士事務所登録申請等の取扱い窓口変更のお知らせ（令和6年4月2日～）

一般社団法人奈良県建築士事務所協会は、現在、建築士事務所登録申請等の受付窓口を実施していますが、**令和6年4月2日（火）**より建築士法第26条の3第1項の規定に基づき奈良県知事が指定した、指定事務所登録機関として事務所登録等事務を行うことになりました。

つきましては、令和6年4月2日（火）以降の登録日となる登録申請等について、当該事務開始までに、当協会窓口で受付を行う場合の手数料は、現金対応させていただいています。

詳細は、後日、案内させていただく予定です。

以 上